8　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年10月30日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　8に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関1丁目2番2号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

看護師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第99回看護師国家試験を次のとおり施行する。

平成21年8月3日

厚生労働大臣　舛添　要一

1　試験期日　平成22年2月21日（日曜日）

2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、社会保障制度と生活者の健康、基礎看護学、在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学及び精神看護学

4　受験資格

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成22年3月18日（木曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（平成22年3月18日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であって、指定学校又は指定養成所において2年以上修業したもの（平成22年3月18日（木曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑸　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の終了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成22年3月8日（月曜日）までに厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）。

⑹　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の終了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労をしている外国人看護師候補者で、平成22年3月8日（月曜日）までに厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みのもの。

⑺　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和26年法律第147号）附則第8項に規定する者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第2号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

イ　4の受験資格の⑴、⑵又は⑺に該当する者が提出する書類

指定学校の修業証明書又は3年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は、指定養成所の卒業証明書又は卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成22年3月8日（月曜日）午後5時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

なお、平成22年3月8日（月曜日）までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、平成22年3月18日（木曜日）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

ウ　4の受験資格の⑶に該当する者が提出する書類

㋐　指定学校の修業証明書又は2年以上修業したと判定されたことを証する書面（以下「2修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は、指定養成所の卒業証明書又は卒業できると判定されたことを証する書面（以下「2卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成22年3月8日（月曜日）午後5時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は2修業判定証明書若しくは2卒業判定証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

なお、平成22年3月8日（月曜日）までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、平成22年3月18日（木曜日）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

㋑　准看護師免許証の写し（都道府県医務主管課又は保健所に当該免許証を提示し、原本照合を受けたもの）

エ　4の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類　看護師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　4の受験資格の⑸及び⑹に該当する者が提出する書類

㋐　看護師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

㋑　看護師国家試験受験資格認定見込書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

この場合、看護師国家試験受験資格認定見込書の写しを提出した者にあっては、平成22年3月8日（月曜日）午後5時までに看護師国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）を地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成21年11月27日（金曜日）から平成21年12月18日（金曜日）までに、試験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日、その他の行政機関の休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成21年12月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。